

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

東大阪市

2 構造改革特別区域の名称

東大阪市 I T 人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

東大阪市の全域

4 構造改革特別区域の特性

本市は、河内平野のほぼ中央部に位置し、西は大阪市と、南は八尾市と、北は大東市と接し、東は生駒山地で奈良県と境を接している。

市域では交通基盤整備が進められ、大阪中央環状線、築港枚岡線、大阪外環状線は市の主要幹線道路である。また自動車専用道路として南北に近畿自動車道、東西には第2阪奈道路にアクセスする阪神高速東大阪線が走ることから、市域は近畿圏の各都市を結ぶ交通の要衝にもなっている。鉄道についても、近鉄奈良線・大阪線、JR 学研都市線とあわせ、けいはんな線と東西を結ぶ鉄道網が整備されている。さらに JR おおさか東線が平成 20 年 3 月 15 日に、放出～久宝寺間（9.2 キロメートル）で部分開業するなど南北の交通についても利便性が向上している。

こういった交通基盤と大阪市に隣接する位置関係から、人口については、平成 17 年の国勢調査で、総人口 513,821 人（男性 251,708 人、女性 262,113 人）、世帯数は 212,072 世帯となっており、本市の住宅都市としての側面がうかがえる。

さらに、市域には 5 つの大学があり、学生数も約 29,000 人を数え、府下でも吹田市、大阪市に次ぐ学生数を誇っている。

また、本市は全国的にも有名な「中小企業のまち」、「ものづくりのまち」である。平成 17 年の工業統計調査では製造業が 6,455 社あり、可住面積 1 km²あたりの工場数は 124.9 と全国 1 位を誇る。製造業の約 90%が従業員規模 20 人未満となっており、中小企業の中でも比較的、小規模・零細企業が多くなっているのが特徴である。

昨今の市内の経済動向を見ると、海外からの安価な製品の流入によって価格競争が起これり、市内製造業については業績が悪化し、また、工業地域であっても工場の廃業や移転の跡地に住宅が進出してきており、製造業の操業環境が悪化して

いることもあって、製造業の数は減少の一途を辿っている。

そこで、本市では「モノづくり支援新戦略」を平成 20 年 2 月に策定し、製造業の高付加価値化に向けた技術支援の強化や、操業環境の維持・確保などの 4 つの施策の柱を示し、中小企業支援に取り組んでいるところである。

しかし、経済のグローバル化が一層進む中で、日本の製造業が存続するためには、海外においてもまだまだ優位性のある日本の高度なモノづくり技術を、特にアジア地域に向けて情報発信し、販路を開拓していく必要があるが、中小企業においては 2008 年の「中小企業実態基本調査」によると、製造業においては電子商取引を実施した企業が全業種に比べても低く、9.3%（全業種平均 10.1%）となっており、中でも従業員規模が小さくなればなるほど、その割合は低下しており、IT 化について遅れが見られる。従業員規模が小さい企業が多く存在する本市においては、更なる IT 化の促進が必要となっている。

<参考>

「中小企業実態基本調査 2008」より抜粋（実施：中小企業庁）

	個人企業	法人企業				
		計	5 人以下	6～20 人	21～50 人	50 人以上
回答企業数	183,048	248,792	117,975	77,990	30,126	22,701
うち、電子商取引を実施した企業数	3,886	23,233	5,597	7,803	4,760	5,073
割合	2.1%	9.3%	4.7%	10.0%	15.8%	22.3%
全業種の割合	3.1%	10.1%	7.9%	11.6%	15.9%	18.9%

5 構造改革特別区域計画の意義

「基本情報技術者試験」は、情報処理技術者試験の中でも、IT 技術の基礎的な資格であり、取得については、将来、IT スペシャリストになる上で最初のステップである。しかし、試験内容がコンピュータに関する基礎知識に加えて、経営管理、情報化戦略、財務会計、知的財産権の関連法規など多岐にわたっている。資格取得にむけて初期に学習すべき内容が多く、負担が大きいため、受験意欲を低下させているものと考えられる。これが、IT 人材の拡大を図る上で大きな問題となっている。

本構造改革特別区域計画の認定を受けることにより、IT 技術に必要な質の高い講座を実施することで、IT 分野に興味をもつ学生の増加が見込まれ、「基本情報技術者試験」の午前試験が免除されることで、効率的に資格取得できるようになり、IT 技術者の増加が見込まれる。

このことは、講座を実施する大学の活性化、社会への IT 技術者の輩出につな

がり、ひいては、本市における中小企業への就職に結びつき、中小企業の IT 化の促進に効果をもたらす。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) IT 人材の育成・大学の活性化

本事業では講座修了時に事業者が実施する試験を取り入れることにより、段階的な資格の取得と効率的な学習が可能となるため、受験者の意欲が高まり IT 人材の裾野を広げることができる。基本情報技術者の資格取得を足がかりに IT スペシャリストへの道も開かれ、数多くの優秀な IT 人材の輩出が見込まれる。初年度は 100 名の講座受講者を見込み、講座受講者の 50% の合格率をめざす。

以上のような時代の要請に沿った人材を輩出する講座を大学が実施することで、地域社会に貢献する人材の育成を図る大学の充実を促進する。

(2) 地域産業の活性化

市内の中小企業においては、製品の精度の向上など高付加価値化に向けて NC (Numerical Control: 数値制御) 加工化が進んでいるが、NC 加工設定を行う際にもプログラミングが必要であり、小規模企業においては難しいものと考えている企業も存在する。そこで、情報処理の基礎的な知識を有する「基本情報技術者試験」の合格者を雇用できれば、IT 化が遅れている小規模企業においても、その促進が期待されるものである。

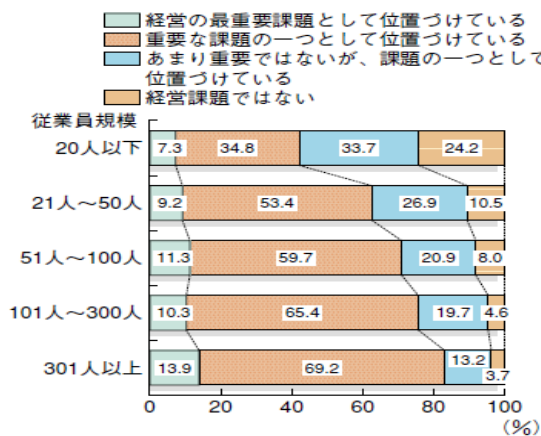
現在東大阪市では、中小企業支援施策の一環として「東大阪市技術交流プラザ」の名称で企業情報データベースの WEB サイトを開設し、IT を活用した市内製造業の販路開拓事業を実施しているが、中小企業においては自社ホームページを有さない企業が多いほか、IT 化への意識が低いという現状がある（下表、「中小企業白書 2008」を参照）。そのため、「基本情報技術者試験」の資格を有する人材を市内で多く育成し就業していただくことにより、市内中小企業のホームページ開設等の IT 化を促進し、「東大阪市技術交流プラザ」の登録企業数は現在 1,100 社余りであるが、サイトの機能も刷新しながら登録数をさらに増加させていく。

また市内の基本情報技術者の資格取得者が増加すれば、市内企業全体の IT 化につながる。企業の IT 化は現在においては、経営の合理化や効率化には必要不可欠であり、これらによって市内経済の活性化をめざすものである。

<参考>以下の表はすべて「中小企業白書 2008」より抜粋、引用

第2-3-12図 ITの活用やITへの投資の位置づけ

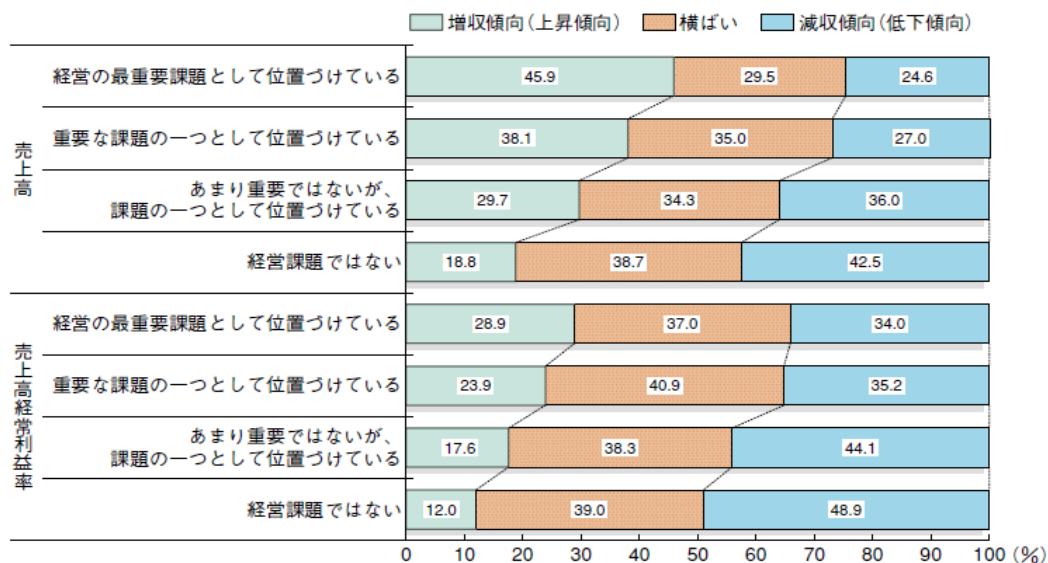
～規模の大きな企業ほど、ITの活用やITへの投資は重要課題として位置づけられている～



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「ITの活用に関するアンケート調査」(2007年11月)

第2-3-14図 ITの活用やITへの投資の位置づけと、過去5年間の企業業績

～ITの活用を重要課題と位置づけている企業ほど、売上高、売上高経常利益率は良化している～

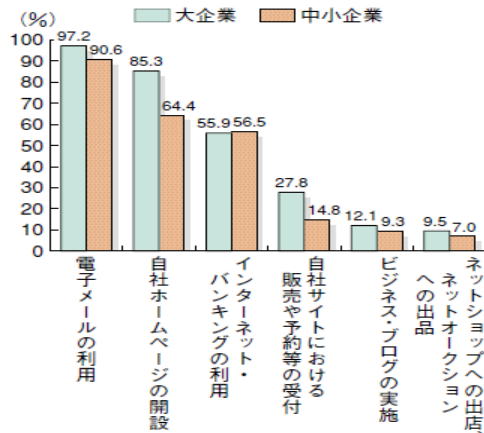


資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「ITの活用に関するアンケート調査」(2007年11月)

(注) 中小企業のみ集計している。

ここでの中小企業とは、従業員300人以下(卸売業、サービス業では100人以下、小売業では50人以下)の企業を指す。

第2-3-16図 業務に関連して実施していること
 ～中小企業では、ホームページの開設は比較的实施されていない～



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「ITの活用に関するアンケート調査」(2007年11月)
 (注) ここでの中小企業とは、従業員300人以下(卸売業、サービス業では100人以下、小売業では50人以下)の企業を指し、大企業とは、中小企業以外を指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ・ 「基本情報技術者試験」の合格率及び合格者数の増加
- ・ 市内及び近隣都市に在住する若年者の市内高等教育機関入学数の増加
- ・ 市内企業が必要とする高度な IT 人材の就職率の増加
- ・ 本市の中小企業の IT 化や、新産業の創造、IT 企業の誘致などの経済施策の一層の進展

8 特定事業の名称

1 1 3 2 (1 1 4 4、1 1 4 6) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

○東大阪市モノづくり支援新戦略

(1) 高付加価値化に向けた技術支援の強化

グローバル化に乗り遅れた小規模企業においては依然厳しい状況が続いている。小規模企業では、新技術・新製品開発よりむしろ既存技術の改善・改良で高付加価値化に取り組んでおり、こうした小規模企業の高付加価値化を技術面・人材面から一層支援する。

(2) モノづくり人材の育成・確保、事業承継の促進

モノづくり人材の高齢化が進む中、小規模企業では後継者難が深刻となっている。また、中小・中堅企業においても、団塊世代の大量退職時代を間近に控え、技術継承の面でも危機的状況にあることから、今後の企業の中核を担う後継者や技術者等を育成・確保に向けた支援を講じる。

併せて、優れた経営資源を持ちながら後継者難などから廃業に追い込まれることのないよう、企業の事業承継を促進する。

(3) 操業環境の維持・確保

工業集積地における住工混在が発展し、操業環境は引き続き悪化している。企業の設備投資意欲が増大する中、慢性的に工場適地が不足ぎみの本市の工場立地政策としては操業環境の維持・確保へその軸足を移す。

操業環境の悪化に対応し、高付加価値製品づくりの拠点となる良好な操業場所を整備する。併せて、都市計画的手法の活用による操業環境の保全を図るとともに、住工共生に向けたさらなる方策を検討する。

(4) 国内市場への販路開拓支援の充実

”モノづくりの低迷が商店街の衰退に”との声があるように、モノづくりの活力再生により、まちの活性化につなげていく必要がある。

モノづくり企業は概して営業力に弱いのが、これを強化することで取引先を拡大させたいとする意向が強い。その営業先としては、海外市場より国内指向が極めて高いことから、企業の国内での販路開拓への取組みに支援を重点化させることを通じ、モノづくりの活力再生を図る。

○大学の集積を活かしたまちづくりの推進

「東大阪市第2次総合計画 前期基本計画 部門別計画：高等教育の振興」

- (1) 本市における学術・研究などの都市機能を高め、地域社会に貢献する人材の育成を図るため、大学の充実を促進する。
- (2) 市民の大学への就学を支援するため、奨学制度の充実に努める。
- (3) 公開講座をはじめ、文化施設の開放など市民に開かれた大学の拡充を促進するとともに、学園都市と呼ぶにふさわしい教育・文化環境の醸成に努める。

別紙

1. 特定事業の名称

1 1 3 2 (1 1 4 4、 1 1 4 6) 修了者に対する基本技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

学校法人 近畿大学

所在地：大阪府東大阪市小若江3-4-1

(2) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ

所在地：東京都中央区京橋3-3-14 京橋AKビル

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4. 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

- ・基本情報技術者試験取得コース（サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験併用コース）

「応用情報処理論Ⅱ」

近畿大学経済学部

別添資料1「履修計画」参照

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(I P A)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

- ・基本情報技術者試験取得コース（サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験併用コース）

「応用情報処理論Ⅱ」

民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験2級」もしくは「情報処理技術者能力認定試験2級第1部科目」を受験し合格した者で、かつ履修計画にある認定講座の出席率が70%以上の者に対し、修了

認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。これらの有資格者に対し（３）の規定により当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

（３）修了認定に係る試験の実施方法

- ・基本情報技術者試験取得コース（サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験併用コース）

「応用情報処理論Ⅱ」

ア 修了認定に係る試験は、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ）の審査によって認定された問題、または、独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ）が提供する問題を使用して、実施する。

イ 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に２回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、株式会社サーティファイが行うものとする。ただし、株式会社サーティファイが認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ）に通知する。

- (4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目
- ・基本情報技術者試験取得コース（サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験併用コース）
- 「応用情報処理論Ⅰ」
- 資格名称 情報処理技術者能力認定試験（2級）
- 試験科目 情報処理技術者能力認定試験（2級第1部）
- 当該民間資格を取得するための試験の試験項目 表に示すとおり

出題内容	
テクノロジー系	1 基礎理論
	1 基礎理論
	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算など
	確率と統計、数値解析、数式処理、グラフ理論など
	符号理論、述語論理、オートマトン、計算量など
	伝送理論（伝送路、変調方式、誤り検出・訂正など）
	2 アルゴリズムとプログラミング
	データ構造（スタックとキュー、2分木、リストなど）
	流れ図の理解、アルゴリズム（整列、探索、併合など）
	プログラム構造、データ型など
	プログラム言語（種類と特徴など）
	2 コンピュータシステム
	3 コンピュータ構成要素
	コンピュータの構成、動作原理、プロセッサなど
	主記憶、キャッシュメモリ、半導体メモリなど
	補助記憶装置や媒体（種類と特徴、性能計算など）
	入出力インタフェース（種類と特徴など）
	入出力装置（種類と特徴、性能計算など）
	4 システム構成要素
	システムの利用形態、システム構成など
クライアントサーバシステム、RAIDなど	
システムの性能、信頼性、経済性など	
5 ソフトウェア	
オペレーティングシステム（タスク管理、記憶管理など）	
ミドルウェア（API、ライブラリ、シェルなど）	
ファイルシステム（ディレクトリ、ファイル編成など）	
言語処理ツール（コンパイラ、リンカ、ローダなど）	
CASE、エミュレータ、シミュレータなど	
6 ハードウェア	
基本論理回路、組合せ回路など	
3 技術要素	
7 ヒューマンインタフェース	
GUI、帳票設計、画面設計、コード設計など	
8 マルチメディア	
オーサリングツール、JPEG、MPEGなど	
9 データベース	
データベースのモデル、DBMSなど	

		データ分析、データベースの設計、データの正規化など
		データ操作、SQL など
		排他制御、障害回復、トランザクション管理など
		データウェアハウス、データマイニングなど
	10	ネットワーク
		インターネット（各種プロトコル、IPアドレスなど）
		LANとWAN（トポロジ、回線、DSU、モデムなど）
		LANのアクセス制御方式、LAN間接続装置など
		OSI基本参照モデル、HDLC、ネットワーク性能など
		ADSL、FTTH、CATV回線、イントラネットなど
	11	セキュリティ
		暗号技術、認証技術、利用者確認など
		ウイルスの種類と特徴、ウイルス対策など
		不正アクセス、不正侵入、不正行為の種類と対策など
	4	開発技術
	12	システム開発技術
		業務分析と要件定義（DFD、E-R図、UMLなど）
		モジュール分割と独立性、オブジェクト指向など
		構造化プログラミング、コーディングなど
		テスト手法、レビュー手法、デバッグツールなど
	13	ソフトウェア開発管理技術
		ソフトウェア開発手法（スパイラルモデルなど）
		SLCP、リバースエンジニアリングなど
マネジメント系	5	プロジェクトマネジメント
	14	プロジェクトマネジメント
		コスト見積り（ファンクションポイント法など）
		日程計画（アローダイアグラムなど）
		進捗管理、品質管理、コスト管理など
6	サービスマネジメント	
	15	サービスマネジメント
		ICTIL（サービスサポート、サービスデリバリーなど）
		コンピュータの運用・管理、システム移行など
ストラテジ系	7	システム戦略
	17	システム戦略
		業務プロセス（業務改善、BPR、SFAなど）
	8	経営戦略
	19	経営戦略マネジメント
		経営戦略手法（コアコンピタンス、PPMなど）
		マーケティング理論、マーケティング手法など
		経営管理システム（CRM、SCM、ERPなど）
	21	ビジネスインダストリ
		ビジネスシステム（POSシステム、EOSなど）
	エンジニアリングシステム（CAD、CAM、MRPなど）	
	e-ビジネス（EC、EDI、RFIDなど）	
9	企業と法務	
	22	企業活動
		経営組織（事業部制組織、CIOなど）
		ヒューマンリソース（OJT、CDP、MBOなど）
		経営管理と問題発見技法（PDCA、KJ法など）
		OR・IE（線形計画法、品質管理、在庫問題など）

		会計・財務（財務会計、管理会計、リースなど）
	23	法務
		知的財産権（著作権、産業財産権など）
		ガイドライン（ソフトウェア管理ガイドラインなど）
		標準化団体（JIS、ISO、IEEE など）
		各種コード（文字コード、QR コード、ISBN コードなど）
		補助単位（T、G、M、k、ミリ、マイクロ、ナノ、ピコ）

当該民間資格試験の使用言語：日本語

当該民間資格試験の提供開始日：平成14年4月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的知识を免除するものである。